

## 第4章 農山漁村の活性化・多様な交流に向けて

### 1 農山漁村の活性化に向けて

#### (1) 農山漁村活性化の取組

農山漁村の活性化の観点から、食をはじめとする豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの都市農村交流等を直接かつ集中的に支援する取組として「食と地域の交流促進対策交付金」が平成23年度に創設されました。

#### 【九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2011in鹿児島開催】 (主催：九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2011実行委員会)

近年、九州において民泊型教育旅行が増加していることを踏まえ、「鹿児島流グリーン・ツーリズムに学ぶ」と題して、1日目は全体シンポジウムと大交流会が開催されました。シンポジウムでは、まず「鹿児島県の民泊型教育旅行コーディネーター」をテーマに、NPO法人環不知火プランニング出水事務所所長の宮田成男氏、NPO法人エコ・リンク・アソシエーション代表理事の下津公一氏から取組状況や今後の展開方向等についての講演があり、その後、民泊型教育旅行の可能性や課題を討議しました。また、「プロジェクトGT若き挑戦者達」と題して4名の若い実践者の取組事例の紹介がありました。大交流会では、郷土料理等が振る舞われる中、参加者同士の親交が深まり盛況のうちに終了しました。

2日目は、「北薩摩まるごと体験塾」として、さつま町、出水市、薩摩川内市、伊佐市の各市町で農作業や農産物加工体験等が開催され、参加者は各々の興味がある体験を楽しみました。



B & Gアリーナでの大交流会



北薩摩まるごと体験塾（出水市）

写真：かごしまグリーン・ツーリズム協議会HP

また、農林水産省が農山漁村の活性化を再生するため地域内外の結びつきによる創意工夫にあふれた地域活性化の取組を先駆的優良事例として選定する「食と地域の『絆』づくり」では、九州から小川作小屋村運営協議会（宮崎県

にしめらそん たかぎぼる みやこのじょうし あむろ  
西米良村)、都城市高木原土地改良区(宮崎県都城市)及び阿室校区活性化  
対策委員会(鹿児島県宇検村)が選定されました。

## 【平成23年度「食と地域の『絆』づくり」優良事例】

### 《都城市高木原土地改良区(宮崎県都城市)》

都城市高木原土地改良区は、かつて農家1戸当たり農地面積が1haに満たなかった当地域において、関係者一丸となりながら、ほ場の拡大や用排水路のパイプライン化、そして集団化を進めてきました。

これにより地域内に3農事組合法人が設立され、この法人は有機肥料を積極的に活用してお菓子の原料となるばれいしょや焼耐用のかんしょの契約栽培、大豆、飼料等の生産を計画的かつ大規模に行っています。人手が必要な農作業には地域住民を雇用しており、地域住民には収入の場ともなっています。また、法人や担い手に農地の集積が進む一方で、農家の農産物直売所に納める野菜づくりや地域活動も活発になっています。

現在、同改良区は、地域の祭りで子ども達に稲わら細工等の公開講座を開催するなど地域文化の伝承にも努めています。



農事組合法人の馬鈴薯収穫風景

### 《阿室校区活性化対策委員会(鹿児島県宇検村)》

奄美大島本島の南西部に位置する宇検村の西端に位置する阿室校区では、平成20年度、地域文化のよりどころである阿室小中学校の存続に危機感を持った住民が阿室校区活性化対策委員会を組織しました。同委員会は「親子山村留学制度」の導入を決め、全戸から毎月活動費を徴収しながら、留学生の募集、空き家の確保、就職先の紹介等を進め、村も地域に押されるかたちで空き家の改修費の補助や転入する小中学生1人につき月額3万円の助成を支給するなどの支援をしています。

こうした地域住民と行政の取組により県内外からの留学があり、20年度には7名だった児童・生徒数が、23年度には21名に増えました。「子どもの声が響くだけでシマ(集落)が元気になった気がする。」というお年寄りも多く、同委員会の取組は他地域にも刺激を与えています。



空き家環境整備活動の様子

(小川作小屋村運営協議会については、P58特集編【事例:「おがわ四季御膳(宮崎県西米良村)】で紹介しています)

## (2) 中山間地域の活性化に向けて

九州における中山間地域は、総土地面積の7割を占めており、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮しています。また、経営耕地面積（総農家）や農家人口（販売農家）に占める中山間地域の割合も、それぞれ約5割となっており、重要な農業地域となっています（表4-1）。一方で、中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により担い手が不足し、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されており、地域の活性化に向けた取組が求められています。

表4-1 中山間地域の概要

区 分	総土地面積 (km <sup>2</sup> )	経営耕地面積 (総農家) (ha)	農家人口 (販売農家) (千人)		耕作放棄地 面積 (ha)
			うち 65歳以上		
九州 ①	42,191	367,315	865	316	60,570
うち中山間地域②	30,503	168,117	414	160	34,632
②/①(%)	72.3	45.8	47.9	50.6	57.2

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

注1：農家人口とは、農林業センサス結果における農家世帯員数のことです。

2：耕作放棄地面積は、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家を合わせたものです。

3：中山間地域のデータは、平成22年2月1日現在の市町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在の市町村で集計したものです。ここでいう中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分」（平成20年6月16日改訂）において、中間農業地域および山間農業地域を指します。

このため、農林水産省では、中山間地域の活性化の取組を支援するため、中山間地域総合整備事業等を実施しています。

### 【安定した農業経営の実現（佐賀県唐津市<sup>からつ しきゅうらぎ</sup> 巖木地区）】

巖木地区は、佐賀県唐津市の南東に位置する山間部で、田畑が点在し狭小で機械の導入が困難であることや、渇水期の用水確保が困難であること等から耕作放棄地の拡大が懸念されていました。このため平成12年度から16年度にかけて中山間地域総合整備事業に取り組み、ほ場整備による大区画化、農業用排水施設の整備、暗きょ排水の整備、農道整備を実施しました。この結果、農作業や集出荷にかかる労働時間の短縮や水稻等の農産物の単収向上が図られ、耕作放棄地の拡大が防止されました。

また、農業集落道の整備により、歩行者と車両の安全な通行が可能となり快適な農村環境が構築できたほか、営農飲雑用水<sup>\*</sup>の整備により衛生的な生活用水や防除等の営農用水が安定的に確保できるようになりました。

さらに、活性化施設を整備したことで、地元婦人会による特産品の加工開発や販売、伝統文化の継承等の活動が活発化して集落にとって新しい一体感が生まれ、活性化の一翼を担っています。



整備された農地等



伝統文化の継承

<sup>\*</sup> 営農飲雑用水とは、農産物や農業機械の洗浄及び育苗、防除等の営農に用いる用水のほか、農業集落の飲用水等の生活用水として用いる用水をいいます。

（中山間地域等直接支払制度を活用した取組等）

農業生産条件が不利な中山間地域等の支援を行い、耕作放棄地の発生防止による多面的機能の維持を図ることを目的として、12年度から「中山間地域等直接支払制度」が導入されています。

本制度においては、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間農業生産活動を維持することが要件となっています。22年度からは、高齢化等によって農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けることで交付金を受けることが可能となるなど、地域における高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直した上、第3期対策として実施されています。

23年度までに、九州では163市町村で計5,852協定が締結され、その交付面積は約8万5千haとなっています。

本制度によって、水路・農道等の維持管理のほか、機械・農作業の共同化、農産物の加工・販売、都市住民との交流等、地域の活性化に向けて様々な取組が展開されています。

【都市と田舎の交差点 住んでよし かねーりの里 川の口】  
（宮崎県椎葉村川の口集落）

川の口集落は、担い手不足や農業者の高齢化が進行し、農業生産活動や農地の多面的機能の維持を今後どのように進めていくかが大きな課題となっていました。このため、12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、農地の維持と集落活性化に向けた活動を行っています。

18年度に設立した集落営農組織では、都市住民との交流を行いながら集落を活性化する目標を掲げ、集落協定と連携して体験交流に取り組んでいます。21年度には農家民宿3軒が開業し、グリーン・ツーリズムのさらなる展開を図りつつ、集落内外の若い後継者に対し農村の魅力を発信しています。

民宿開業に伴う集落への来訪者数の増加は、集落住民の意識改革にもつながり、耕作放棄地の発生防止に向けた取組が強化されるとともに、景観作物の植え付けに際しガーデニングアドバイザーを講師に招くなど、「自分たちが集落を守る」という意識がより一層高まっています。



都市住民との体験交流（ソバまき）



開業した農家民宿

### (3) 鳥獣被害とその対策

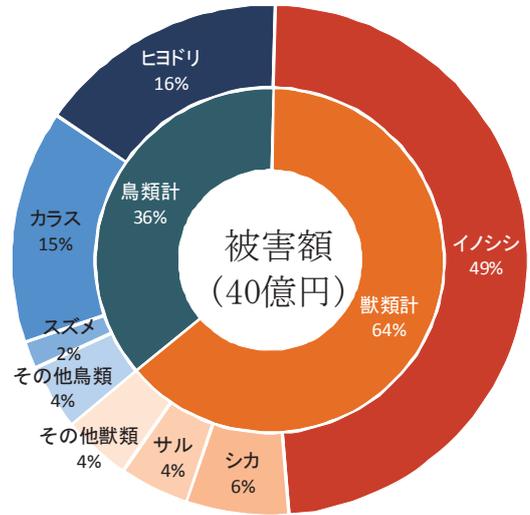
#### ア 農作物被害の状況について

野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物の被害金額は、毎年全国で200億円規模（22年度239億円）となっており、近年増加傾向にあります。九州においても、イノシシ、ヒヨドリを中心に40億円（22年度）の被害報告があります。

また、九州における獣種別の被害額割合をみると、獣類では、イノシシが49%と最も多く、次いで、シカ6%、サル4%の順となっており、鳥類では、ヒヨドリが16%と最も多く、次いで、カラス15%の順となっています（図4-1）。

特に、収穫時に被害を受けることは、営農意欲の減退や不作付地の増加の要因となり、被害金額以上の深刻な影響が懸念されます。

図4-1 22年度獣種別農作物被害額割合（九州）



資料：農林水産省



イノシシの踏み倒し（水稻）

また最近では、アライグマ等の特定外来生物による被害も散見されるようになってきています。特定外来生物については農作物に対する被害のみならず、生態系に対する影響が大きく、社会的な問題となっています。

#### イ 鳥獣被害防止特措法に基づく地域主体の取組

20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という）に基づき被害防止計画を作成した市町村には、国が財政上の措置を講じるなど、各種のメリット措置が受けられます。24年2月末現在、九州では全市町村の約9割を占める220市町村（管内233市町村）が計画を作成しており、地域主体の取組が着実に進んでいます（表4-2）。

表 4 - 2 被害防止計画の作成状況(24年 2 月末現在)

区 分	全市町村数	被害防止計画作成 ①	23年度中作成予定 ②	合 計 ①+②
全 国	1,719	1,191	8	1,199
九 州	233	220	0	220
福 岡	60	56	0	56
佐 賀	20	20	0	20
長 崎	21	21	0	21
熊 本	45	42	0	42
大 分	18	17	0	17
宮 崎	26	26	0	26
鹿 児 島	43	38	0	38

資料:農林水産省

### (被害防止計画に基づく取組に対する総合的な支援)

鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が作成した被害防止計画の取組を総合的に支援するため、農林水産省では20年度に鳥獣害防止総合対策事業（国による直接採択事業）を創設し、地域主体の取組を支援しています。

23年度においては、鳥獣被害緊急総合対策として、緊急対策枠100億円を含む113億円の鳥獣被害防止総合対策交付金を措置する等により、モンキードッグ（サルを追い払う犬）をはじめとした地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成等の取組に対する支援を実施しています。

このような対策により、市町村が作成した被害防止計画に基づき、地域主体の取組を推進する鳥獣被害対策協議会の設置については、全国的にも、大幅に進んでいますが、被害防止の実践的活動を主導する「鳥獣被害対策実施隊」の設置状況は、全国で408市町村、九州では123市町村（24年 3 月末見込み）にとどまっています。

九州農政局では、地域における鳥獣被害対策の担い手を確保し、実効性を一層高める観点から、鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた重点的な支援を行なうこととしており、鳥獣被害対策のブロック説明会や管内各県及び各市町村等での鳥獣被害対策実施隊出前説明会を開催しています。

また、農林水産省では、鳥獣被害対策に取り組み、被害防止に貢献している者及び団体を表彰し、その取組を広く紹介することにより、各地域での被害防止活動の推進を図っています。23年度、九州では、伊福区（佐賀県太良町）、佐世保市南部有害獣対策協議会（長崎県佐世保市）の2つの団体が生産局長賞を受賞しました。

### 【伊福区（佐賀県太良町）における取組】

伊福区では、イノシシ被害マップの作成で集落を再点検し、侵入経路や繁殖地となっていた耕作放棄地を解消するため、和牛農家と連携して放牧を開始しました。イノシシのエサ場となっていた竹林の管理、エサとなっていたみかん等収穫残さの処理に集落の住民総意で徹底して取り組んでいます。

また、既に整備された電気柵についても集落役員の年2回の一斉点検により、適正な設置・管理を徹底しています。さらに、農家のわな免許の取得者を育成するとともに、箱わなのトリガー（扉を閉めるスイッチ）を改良するなど、捕獲活動を強化しました。

この結果、被害は大きく減少し、集落をあげた取組として県の鳥獣被害対策の模範となっています。

捕獲したイノシシは、伊福区の行事で振る舞われ、地域の食文化としても定着しています。



和牛農家から牛をレンタルしての入牧

### 【佐世保市南部有害獣対策協議会（長崎県佐世保市）における取組】

本協議会は、イノシシによるかんきつ果実の食害、枝折れ、マルチ被覆資材の破損等の被害が平成20年に甚大となり、危機感を持った地元農家の自主的な活動を契機として、農協や県普及センター等関係機関との連携のもと、侵入防止柵や捕獲の担い手育成等の取組を開始しました。専門家による研修を重ねて17支部（集落）に各々の地域リーダーを育成し、地域全体で短期間のうちに一斉に対策を実施しました。

侵入防止柵は、21年から2年間で108 km設置するとともに、地域リーダーが除草等柵の管理・監督を徹底しています。

また、捕獲の担い手育成に努め、若手農業者が中心となり約50名が新たに狩猟免許（わな免許）を取得し、研修会の開催により捕獲技術を研さんしています。

この結果、地域の主要品目であるかんきつ類の被害は大幅に減少し、さらに、改植や新植も進むなど産地の発展に寄与しています。



侵入防止柵の設置

## 2 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を目指して

### (1) 農業・農村のもつ多面的な機能

(農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮が必要)

農業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、様々な役割を有しており、その役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受しています。また、農業は、農山漁村地域の中で、林業や水産業と密接なかかわりがあり、農林水産業の重要な基盤である農地、森林、海域は、相互に密接にかかわりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています（図4-2）。

このようなことから、農業、農村がこれら多面的機能を十分発揮できるよう農業・農村の持続的な発展に努めていくことが必要です。

図4-2 農業、森林、水産業の多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえ農林水産省で作成

## (2) 農地・農業用水等の保全管理の現状

農地・農業用水等の資源は、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難な状況にあります。このため、農林水産省では、平成19年度より「農地・水・環境保全向上対策」により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきました。さらに、農業用排水路等の老朽化が進む中、これまでの「農地・水・環境保全向上対策」を見直し、23年度から地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修等を行う取組に対して「農地・水保全管理支払交付金」による支援を行っています。

九州では、農地・農業用水等の保全管理に関する共同活動は、23年度末（24年1月末時点見込み）で202の市町村において3,971の活動組織により取組が行われており、取組面積は19万497haとなっています。

また、農業用排水路長寿命化のための補修等の活動は、23年度末（24年1月末時点見込み）で157の市町村において1,106の活動組織により取組が行われており、取組面積は5万657haとなっています。

### 【川津資源保全隊（佐賀県白石町）】

#### ～水は命の源～

この地域では「縫ノ池」の湧水が約40年ぶりよみがえったことをきっかけに地域内の環境美化活動を行ってきましたが、19年度より川津資源保全隊が設立され、地域全体の環境保全活動へと取組が広がってきています。

23年度は、農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）を受けて地域全体の環境保全活動や農業用排水路の土砂上げ、農道脇への植栽等を実施しています。これらの活動には幅広い年齢層が参加し、世代間交流の場ともなっています。



農道の清掃



農道脇への植栽



水路の土砂上げ

なかだけ おおむらし  
【中岳保全組合（長崎県大村市）】

～集落による集落のための農地・水保全活動～

この地域では、ほ場整備後約30年が経過し、農業用水路や農道の老朽化が進んでおり、これら施設の長寿命化対策の実施が急務となっていました。

高齢化の進む中、12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、さらに22年度からは集落営農組織を設立し、共同作業を実施することで、集落の農地は集落全体で保全する体制を強化してきました。

23年度からは、農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金）を受けて地域内の土木建設業経験者指導のもと、集落の自主施工により土水路をコンクリート水路にするなど、農業用水路の長寿命化に取り組んでいます。



施工前（土水路）



施工中（水路布設状況）



施工後（コンクリート）水路

（3）「農地・水保全管理支払交付金」にかかる関係機関の取組

九州農政局管内では、活動組織間の情報共有化や交流の活性化を図るため、「ふるさと環境フォーラム・九州連絡会」主催による「九州『農地・水・環境保全』フォーラム in 宮崎（23年10月）」をはじめ、シンポジウム、活動組織の集い等様々な取組が行われています。この中で、活動組織の事例発表を通じて、「地域内交流による地域コミュニティや伝統行事の復活」、「世代間交流による人とのつながりや自然環境保全の伝授」等、地域における活動の指針となるキーワードが浮き彫りにされました。

[各県で開催された取組]

- 23年7月 鹿児島県「水土里サークル活動シンポジウム」
- 24年2月 長崎県「農地・水・環境保全向上対策促進大会」
- 24年2月 熊本県「くまもと・むらの再生フォーラム～農地水・中山間直接支払合同研修会～」



事例発表の様子（フォーラムin宮崎）